

建築基準法第51条ただし書許可について
(宮城野区蒲生二丁目)

建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
産業廃棄物の 中間処理施設	工業地域	仙台市宮城野区蒲生二丁目 2 番 11, 2 番 13, 2 番 14	19,817.60 m ²

(内容説明)

本事業者は、現在、本計画地において宮城県内から排出された廃プラスチック類等の圧縮梱包処理など、リサイクルするための中間処理を行っています。

今回の計画は、これまで行っていた処理に加え、廃プラスチック類等の破碎施設を設置し、廃プラスチック類の破碎、分離、選別による再資源化を行う計画としております。

本事業における破碎施設は、「建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 1 項、第二号イ」の規定に該当し、建築基準法第 51 条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・産業廃棄物

廃プラスチック類の破碎施設で、1 日当たりの処理能力が 6 トンを超えるもの

(理由)

本計画地は、JR 仙台駅から東方約 11 km、仙台港南側に位置しており、本市都市計画マスタープランにおいて、産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積を図る、工業・流通・研究区域に位置づけられている地区です。

計画地周辺は、事務所・工場・倉庫などの業務系の施設が立地し、工業地域の規制内容に即した土地利用がなされております。また、本計画地は、仙台市特別用途地区建築条例の第三種特別業務地区内にあり、今後住宅施設との混在化が進むことはなく、本施設は、産業廃棄物の再資源化を目的とする中間処理施設であることから、本市の工業・流通・研究区域の施策展開の方向性に適合するものです。

また、廃プラスチック類の破碎に伴う騒音・振動等については、工業地域内における本市の規制値内であり、周辺環境に支障等が発生しないほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う通行車両台数について、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないと考えられます。

施設概要

施設名称		株式会社青南商事 仙台工場	
申請者		青森県弘前市大字神田五丁目4番地5	
		株式会社青南商事 代表取締役 安東 元吉	
敷地	位置	仙台市宮城野区蒲生二丁目2番11, 2番13, 2番14	
	面積	19,817.60 m ²	
	用途地域	工業地域	
処理施設	用途	産業廃棄物の中間処理施設	
	処理能力	産業廃棄物 破碎施設 廃プラスチック類 40.56 t/日 [うち 施設1 24.56 t/日 施設2 16.00 t/日]	
その他		建築物の概要（既存施設） 廃棄物処理施設 鉄骨造 地上1階建て 3,962.25 m ²	

建築基準法第51条ただし書の許可について

